

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認三重地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 4件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から60年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月から60年10月まで

20歳のころから現在まで国民年金保険料を納付しているが、社会保険事務所に照会したところ、昭和49年5月から60年10月までが未納であることが分かった。49年に国民年金への加入手続をしたが、60年ごろには何もしていない。美容業や個人事業所に勤めており、給料はさほど無い中から毎月保険料を納めていたので、明確に記憶している。領収書等はないが、納付してきたのに未納となっているのは大変遺憾なので申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和58年1月から60年10月までの期間については、申立人から提出された58年分から61年分までの確定申告書(控)の社会保険料控除欄において、国民年金保険料の納付額が記載されており、その金額は当時の国民年金保険料額とほぼ一致していることから、国民年金保険料の納付があったものと推認される。

一方、申立期間のうち、昭和49年5月から57年12月までの期間については、申立人から提出された57年分の確定申告書(控)の社会保険料控除欄に金額の記載は無い上、当該期間について、ほかに申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)も無い。

また、申立人が所持している年金手帳に記載された最初の住所は、申立人が昭和52年6月までの期間及び56年6月から平成2年2月までの期間に居住していた住所であるが、次に変更された住所は平成2年2月以降に居住していた住所であることから、申立人の国民年金加入手続は、昭和56年6月から平成2年2月までの間に行われたものと推認される。

さらに、当該期間は8年余りと長期に及んでいるにもかかわらず、社会保険事務所及び居住している市においても、申立人が国民年金に加入した形跡は無く、当該期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和58年1月から60年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで

申立期間当時は、A 町（現在は、B 町）において父母と同居しており、国民年金保険料については、国民健康保険料と併せて同町が委託した集金人に、父母か私の誰かが毎月納付していた。

申立期間のみが未納となっているのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間である上、申立人は、20 歳になった昭和 43 年 4 月に国民年金に加入して以降、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時同居していた申立人の父親は、国民年金制度が発足した昭和 36 年度以降の国民年金保険料を完納しており、申立人の母親についても、36 年度及び 37 年度に、それぞれ 8 か月及び 1 か月の未納期間があるものの、それ以外の期間については国民年金保険料をすべて納付していることから、納付意識の高い家族であったと考えられる。

さらに、B 町に照会したところ、申立人が居住していた地区においては、申立期間当時、集金人が国民年金保険料、国民健康保険料等を併せて収納していたことが確認できる上、申立期間については、国民年金保険料と併せて納付していたとする国民健康保険料が納付されていることが確認できたことから、申立内容は信憑性<sup>びよう</sup>が高いと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から同年 12 月まで

申立期間について、国民年金保険料を納付したことを示す A 市発行の証明書(昭和 60 年度課税所得控除国民年金保険料納付済額)を持っている。この期間の保険料は、昭和 61 年ごろ、当時の同市国民年金係に納付したものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市が発行したと考えられる「昭和 60 年度課税所得控除国民年金保険料納付済額」の証明書を所持しており、当該証明書には、昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの月額保険料及び同年 4 月から同年 12 月までの月額保険料とともに、当該保険料により納付した場合の年間保険料の合計額が記載されており、当該合計額は当時の保険料額と一致している上、A 市年金係の担当者の印も押印されている。

また、A 市に照会したところ、申立人が所持している証明書は、申立期間当時、税金の申告時に使用していたもので、同市が発行したものに間違いのないと思うとしている上、当該証明書に押印している担当者についても、申立期間当時、年金係として勤務していたことが確認できたことから、申立内容は信憑性が高いと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとしている申立人の夫は納付した時の状況を明確に記憶しており、その内容に不自然な点はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から48年12月まで

私の父親が、A県B町役場で国民年金の特例納付制度の話聞き、私の国民年金保険料の未納期間について、昭和53年から55年ごろに保険料を一括納付したと聞いている。

また、昭和46年ごろ、1年間ほどC市D区に在住していた時には、自分で国民年金に加入し黄土色の国民年金手帳を持っており、毎月納付書により保険料を納付していた。その手帳は、2年半ほど前に社会保険事務所で統合の手続をして返した。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人及び申立人の父親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人の父親は既に他界しているため、申立期間のうち申立人の父親が特例納付を行ったとする期間の国民年金保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は、昭和53年から55年ごろに、申立人の父親がB町において申立人の国民年金保険料の未納分を特例納付したと主張しているが、社会保険事務所によると、申立期間当時は管轄が異なる地域に居住している被保険者の特例納付は扱っていなかったとしている。このため、申立人は52年2月にE県F市に転出しており、第3回特例納付が実施された53年7月から55年6月までの間はB町に居住していないことから、B町において申立人の父親が申立人の保険料を特例納付することはできない。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号はB町において昭和51年2月に払い出されているが、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、申立人は46年にC市で国民年金に加入し、毎月納付書

により保険料を納付したと主張しているが、同市で納付書による保険料納付が開始されたのは 50 年 4 月以降であることから、申立内容に不合理な点がある。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から51年3月まで

申立期間の国民年金保険料が未納であるとの通知が市役所から届き、年金担当課窓口で妻の国民年金保険料も一緒に納めた。納付した時期については覚えていないが、保険料は一人約8万5,000円で、二人分で約17万円を納めたはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年10月に夫婦連番で払い出されており、申立人は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を一括して納付したとしているため、第3回特例納付（昭和53年7月から55年6月まで実施）に係る申立てと考えられるが、申立人が納付したとする金額は、申立期間の保険料を特例納付した場合の保険料額と相当の相違がみられる上、申立期間については、申立人の妻も未納となっている。

さらに、社会保険庁の記録によると、昭和54年4月に51年4月分から53年3月分までの申立人及びその妻の国民年金保険料を一括して納付していることから、申立人は、当該期間の納付と申立期間の納付を錯誤している可能性もある。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から41年9月までの期間、同年12月から42年3月までの期間及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月から41年9月まで  
② 昭和41年12月から42年3月まで  
③ 昭和42年5月

国民年金保険料は、私が集金人に妻の分と一緒に納めていたはずであり申立期間について、私の分の保険料だけが未納とされていることには納得いかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、夫婦の国民年金保険料と一緒に納付していたとしているが、申立人は保険料の納付期間等に関する明確な記憶は無い上、申立人が所持している申立人及びその妻の国民年金保険料の領収書等により申立人及びその妻の申立期間前後の保険料の納付状況を分析したところ、例えば、i) 昭和43年12月20日の領収書においては、申立人は41年10月及び同年11月の保険料を納付、申立人の妻は42年4月の保険料を納付、ii) 44年6月25日の領収書においては、申立人は42年4月の保険料を納付、申立人の妻は同年5月の保険料を納付しているなど、必ずしも同一期間の保険料を納付している状況はうかがえなかった。

さらに、上記のとおり、i) 申立期間①直後の昭和41年10月及び同年11月の保険料を納付した43年12月の時点では、申立期間①は時効により納付できず、ii) 申立期間②直後の42年4月の保険料を納付した44年6月の時点では、申立期間②は時効により納付できない上、申立人が所持している国

民年金手帳においても、申立期間について保険料を納付した形跡は無い。

加えて、申立人には申立期間に近接して、ほかにも未納期間がみられる上、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険（昭和18年12月までは、労働者年金保険。以下同じ。）被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：大正10年生  
住所：

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和17年6月1日から21年5月3日まで  
昭和14年4月1日から21年5月3日までの厚生年金保険加入記録について社会保険事務所に照会したところ、加入記録は無い旨の回答を受けた。  
しかし、当時はA社の工場を渡り歩いており、昭和14年4月1日からB工場、18年8月からC工場、21年4月からは再びB工場に勤めていた。  
申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間においてA社で事務職員として勤務していたと供述しているところ、制度上事務職員が厚生年金保険に加入できるようになったのは昭和19年10月であることから、申立期間のうち同年9月までの期間においては、事務職員である申立人は厚生年金保険に加入することはできない。

また、申立人が申立期間当時の同僚であるとしている3人について、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録をみても、二人の資格取得日は昭和19年10月1日となっている上、残りの一人は同年10月1日以降についても被保険者記録が確認できない。

さらに、申立期間のうち、申立人が昭和18年8月以降に勤務していたとするA社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿は焼失しているため確認できなかったが、社会保険事務所が保管している同社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が再び同事業所で勤務していたとする21年4月から同年5月2日までの期間について、申立人の氏名は無い。

加えて、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証（昭和45年3月に再交付されたもの）に記載されている資格取得年月日は昭和21年5月3日と

なっており、社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者払出索引票の記録と一致している上、訂正された形跡も無いなど、記載内容に不自然な点もみられない。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、「B工場及びC工場共に当時の資料は残っていないため不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間にA社B工場において厚生年金保険被保険者であった同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会を試みたものの、いずれも他界している又は連絡先が不明であることなどから申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 340

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月から 57 年 4 月までのうちの 6 か月間  
30 代前半に A 市 B 区にあった C 社(現在は、D 社。) E 支店に半年ぐらい勤めていたのを思い出した。申立期間における同社での厚生年金保険への加入について調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、社会保険事務所が保管している C 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無い。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について D 社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は申立期間のうち 6 か月間、C 社 E 支店で勤務していたと主張しているが、勤務時期についての具体的な記憶は無く、同僚の氏名及び連絡先も覚えていない上、D 社に照会しても「当時の資料が残っていないため、申立人が主張している所在地に支店があったかどうかや当該支店の従業員の氏名等は分からない。」旨回答していることから、当該支店で申立人と一緒に勤務していた同僚の氏名等は不明であり、同僚から申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

加えて、申立人の雇用保険の記録をみると、申立期間より前に勤務していた事業所に係る記録はあるが、申立期間における加入記録は無い上、申立人は C 社における厚生年金保険料控除についての記憶も無い。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 341

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年2月から61年12月まで

A社で働いていた時に、B社の社長により引き抜かれて同社に入社し、技術部門の責任者と営業を担当していた。健康保険証、厚生年金手帳及び給与から保険料を控除された記憶は無いが、正社員として入社しているので、厚生年金保険に加入しているはずである。申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間にB社で厚生年金保険被保険者であった複数の同僚の供述から、勤務時期の特定はできないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できるが、申立人は、同社における厚生年金保険料控除についての記憶は無い。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、当時の社長は他界しており、資料も残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間について、社会保険事務所が保管しているB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、上記の被保険者原票によると、申立人が申立期間に正社員として一緒に勤務していたとする同僚4人のうち3人の氏名も無い。

また、当時の社長の妻に照会したところ、「申立人を覚えていないが、当時正社員についてはすべて厚生年金保険に加入させていたので、申立人は正社員ではないと思う。」との回答があった上、申立期間に厚生年金保険被保

険者資格を取得した同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）のうち連絡先が分かった同僚に照会したところ、複数の同僚が「申立人は正社員ではないと思う。」旨回答している。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録をみると、B社に係る加入記録が無いことから、申立人は正社員ではなかったため、同社が社会保険及び雇用保険への加入手続を行わなかったとも考えられる。

加えて、当時申立人が居住していた町に照会したところ、申立人は昭和 52 年 4 月以前から国民健康保険に加入していたとの回答があり、社会保険庁の記録によると、申立人は 51 年 9 月に国民年金に加入（強制加入）し、52 年 8 月に任意加入への切替えが行われていることから、申立期間より前に申立人に係る国民健康保険及び国民年金への加入手続が行われたものと考えられるところ、仮に申立人が 59 年 2 月に厚生年金保険に加入した場合には、その時点で国民健康保険及び国民年金の被保険者資格の喪失処理が行われることとなるが、申立人のこれらの被保険者期間は申立期間以降まで継続しており、資格喪失処理が行われた形跡も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立人は、申立期間②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 5 月 1 日から 33 年 4 月 7 日まで  
② 昭和 37 年から 41 年まで  
③ 昭和 41 年から同年 11 月まで

申立期間①については、中学校卒業後、A社に入社し、同社の寮に住み込みで働いていたが、社会保険庁の記録によると、脱退手当金を支給したため厚生年金保険の加入期間ではないとされている。しかし、私は脱退手当金を受給した記憶は無い。

また、申立期間②（B社）及び③（C社）についても加入記録が無いとされている。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であることを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前後のページに記載されている申立人以外の女性のうち、脱退手当金の受給資格があり申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 33 年 4 月 7 日の前後（昭和 31 年から 39 年までの期間）に資格を喪失した 47 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、26 人について支給記録があり、うち 24 人が資格喪失日から 3 か月以内に、二人が約 7 か月後に脱退手当金の支給決定が行われている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立期間①の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和33年6月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間①に係る脱退手当金を受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間②については、社会保険庁の記録によりB社において申立期間②に厚生年金保険被保険者であったことが確認できる同僚が「申立人はB社に4年ぐらい勤務していた。」旨供述していること、及び当時の同社における従業員等の状況についての申立人の説明は詳細かつ具体的であり、複数の同僚の供述とも整合していることから、申立人は申立期間②に同社で勤務していたと推認できる。

しかし、申立期間②について、社会保険事務所が保管しているB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、B社は平成16年9月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査で連絡先が判明した元役員に照会したところ、「申立期間②当時は役員ではなく、資料も無いため当時のことは分からない。」旨の回答があり、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、B社において申立期間②に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したものの、当時の同社における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

申立期間③について、社会保険事務所が保管しているC社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、社会保険庁の記録によると、申立人が記憶しているC社の同僚についても同社における厚生年金保険被保険者記録は無い上、これら同僚の連絡先は不明であるため、同社において申立期間③に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、申立人についての記憶は無いとしており、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、C社は昭和51年2月19日に厚生年金保険の適用事業所に該当し

なくなっている上、当時の役員等関係者はいずれも他界しているため、申立人の申立期間③に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立期間③について、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。